

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30 年－31 (30.11.29)	福祉保健	学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書の提出について ▶陳情理由 2015 年度より子ども・子育て支援新制度が施行されている。学童保育には、放課後児童支援員という資格を持つ者の配置が児童福祉法で「従うべき基準」として定められ、その内容が厚生労働省令で示された。学童保育指導員の処遇改善のための予算措置も行われている。 一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に学童保育指導員、特に資格者の人材不足が深刻化し、運営に支障が生じているとして、従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出されている。仮に、従うべき基準が緩和され、現在よりも低い配置基準になってしまうと、子どもの命と安全を守ることができなくなる。また、遊びや活動を制限せざるを得ない等、学童保育で子どもの生活が保障されなくなる。 子どもたちに生活の場を保障するために今必要なことは、学童保育指導員の質の確保と処遇改善である。国は、これまで平日 6 時間勤務の非常勤職員の賃金で算出されていた職員 3 人分（1 人当たり年額 180 万円）の人件費のうち、1 人分を福祉職俸給表に基づいて、月額単価（年額 310 万円）で算出することにした。また、常勤職員を複数配置することも可能にするべく、放課後児童支援員等処遇改善事業を予算化している。これらの予算を全ての自治体で活用し、学童保育指導員の質の確保と処遇改善をしていく対策を講じることが不可欠である。 ついては、貴議会より国に対して、学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書を提出していただきたい。	鳥取県学童保育連絡協議会	不 採 択 (31. 3. 8)
			本会議(31. 3. 8)委員長報告 会 議 録 暫 定 版 人口減少や高齢化等で悩む中山間地はもとより市部においても、基準を満たす支援員の確保が難しいことにより、放課後児童クラブの開設や存続が危ぶまれる状況にあります。 そういった現状を踏まえ、全国知事会、全国市長会、全国町村会が共同で、放課後児童クラブ支援員の配置及び資格に係る「従うべき基準」の見直しを求め、地方分権改革に関する提案を国に対して提出し、その結果、市町村が地域の実情に応じて設定できる「参酌すべき基準」に改める法案が本日、閣議決定されたところであります。 実施主体である市町村が条例による基準に沿って児童の安心安全の確保を図りながら、地域の実情に応じた柔軟な運営を設定できることは、放課後における子どもの居場所の確保とその受け皿である放課後児童クラブの安定的な運営体制の構築に資することから、不採択と決定いたしました。	

福祉生活病院常任委員会・陳情

		▶陳情事項 鳥取県議会から国に対して、学童保育指導員の資格と配置基準の堅持を求める意見書を提出すること。		
--	--	--	--	--